融資制度をご利用下さい

市商工課☎三―一一一一㊥二五九

小規模企業者 利子補給金

市内の小規模企業・商店の方々が設備近代化（工場・店舗等の増改築、営業用備品、機械類等の購入）のために借り入れた資金の利子補助をする、設備近代化利子補給金交付制度が、昨年スタートしました。

最近は特に、高価な機械類が増え小企業ではなかなか近代化するのが難しい現状にあるため、金融機関からの借入金利子を補助することにより経営者の負担を軽くして、設備近代化の促進を図ってゆくことに、この制度の目的があります。

対象となる企業

○常時使用する従業員が五人（商業又はサービス業の事業所は二人）以下で、三年以上の営業実績を有すること。

○昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、設備近代化を行った事業所

補助内容

○借入額のうち三百万円を限度として借入対象額の二％以内、（初年度のみ）

小規模企業者 小口資金

市内の小規模企業者に対し事業資金の融資を促進し、経営の安定に資することを目的とした融資制度です。

資格要件

一、常時使用する従業員が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする者にあっては二人）以下の会社若しくは個人。

二、申し込み日以前一年以上市内に居住し、かつ店舗、又は事業所を市内に有すること。

三、申し込み日以前一年以上同一の業種に属する事業を行っていること。

四、市民税を申し込み日以前一年間において納期が到来した税額について完納していること。

事業資金

一、普通資金―運転資金及び設備資金。

貸付金額　三百万以内

貸付期間　三年以内

貸付利率　金融機関の定めるところによる。

償還方法　二カ月据置き、三十四カ月以内で元金均等の分割払いとする。

二、緊急資金―緊急に必要とする運転資金。

貸付金額　五十万以内

貸付期間　一年以内

貸付利率　年八％以内

償還方法　二カ月据置き十カ月以内元金均等の分割払いとする。

勤労者 生活安定資金

二年以上市内に住所を有し現在の事業所に三年以上勤務している勤労者に対し、次の内容による生活安定資金の融資事業を行っております。

一、資金使途　本人又は家族の医療費、教育費、出産費、冠婚葬祭費等、生活の安定を目的としたもの。

二、貸付対象者　山梨県労働金庫の会員である事業所の労働組合に加入している者、又は個人会員として加入することができ、(財)山梨県労働者信用基金協会の保証が受けられる者

三、貸付限度額　一人五十万円

四、貸付利率　労働金庫の定めるところによる。（現行六・四八％以下）

五、貸付期間　三年以内

文化協会チーム（囲碁）

県大会において優勝

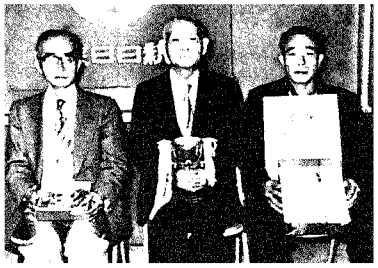

去る十月二十三日、県下職域対抗囲碁大会（山梨日日新聞社・山梨放送主催）において、都留市文化協会チームが念願の第一部優勝を果しました。

文化協会チームメンバー

主将　志村有文氏

稲見清茂氏

渡辺勝明氏

岡本敬司氏

文協チームは、四部から毎年昇格し、今度の第一部優勝の栄誉を勝ちとりました。

都留市の気象

	58年10月	57年10月	10年間の平均
最高気温	(4)(5) 26.3℃	(13) 26.3 °C	27.3 °C
最低気温	(31) 1.1 °C	(26) 1.5 °C	3.0 °C
平均気温	14.3 °C	14.0 °C	14.3 °C
降水日数	1㎜以上11日	1㎜以上9日	1㎜以上9日
降水量	122.5㎜	182.0㎜	178.5㎜
平均湿度	70%	78%	78%

都留市消防署調べ（　）はその日